

包装表示に関するマニュアル

製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準(以下、「第一自主規準」という。)5.(1)及び加熱式たばこの製造たばこ部分に係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準(以下、「第二自主規準」という。)5.(1)に規定する包装表示について、次のとおり定める。

1. 第一自主規準 5.(1) a.及び c.並びに第二自主規準 5.(1) a.及びb.に規定する文言を表示するスペースは次による。

- (1) 面積

注意文言記載面の面積の 50%以上の面積とする。ただし、主要な面が二の製品の場合は $1,300\text{ mm}^2$ 以上、主要な面が一の製品の場合は $1,820\text{ mm}^2$ 以上とする。

- (2) デザイン

注意文言の表示スペースの地色は単色とし、グラデーションを用いない。また、注意文言の表示スペースには注意文言以外のデザイン要素(文字、小紋、模様等)を表示しない。

- (3) 表示部分区分

注意文言の表示スペースと同一面の他の部分とを枠又は直線で区分する。区分するための枠又は直線の色は黒又は白のうち表示スペースの地色に対する明度差がより大きい色とするとともに、太さは 1 mm 以上とし、別紙 1 にならない明瞭に区分する。

ただし、枠又は直線の色について、明度差がより大きい色を用いて表示するよりも、他方の色を用いて表示する方がより明瞭となる場合については、この限りではない。

2. 第一自主規準 5.(1) a.及び第二自主規準 5.(1) a.に規定する文言の表示は次による。

- (1) 文字等

- a. 文字は、黒又は白のうち注意文言の表示スペースの地色に対する明度差がより大きい色を用いて表示する。

ただし、明度差がより大きい色を用いて表示するよりも、他方の色を用いて表示する方が明らかに読みやすい場合については、この限りではない。

- b. 書体は、中ゴシック BBB 及びそれに類似する明瞭に判別できる字体とする。

- c. 周囲への影響に関する注意文言、本人への影響に関する注意文言及び 20 歳未満

の者の喫煙禁止に関する注意文言のうち、二以上の注意文言を表示する場合、各注意文言は行を改めて表示する。

d. 文字の大きさは次のとおりとする。

① 主要な面が二の製品の、他者への影響に関する注意文言を記載する面

(a) 原則

注意文言記載面 1 面当たりの面積が $4,831.75\text{mm}^2$ (キングサイズ相当) の製品については、文字の大きさを、14 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10.5 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 14 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面 1 面当たりの面積} \right) \div 4831.75}$$

(b) 第一自主規準 5.(1) c. 及び第二自主規準 5.(1) b. に規定する文言を表示する必要がある場合

注意文言記載面 1 面当たりの面積が $4,831.75\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、13 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面 1 面当たりの面積} \right) \div 4831.75}$$

(c) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a) 及び (b) に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a) 及び (b) に基づき定められたポイント数を、1.5 を超えない範囲において減じることができる。

② 主要な面が二の製品の、20 歳未満の者の喫煙禁止に関する注意文言を記載する面

(a) 原則

注意文言記載面 1 面当たりの面積が $4,831.75\text{mm}^2$ (キングサイズ相当) の製品については、文字の大きさを、13 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面 1 面当たりの面積} \right) \div 4831.75}$$

ただし、歯周病になる危険性に関する注意文言を記載する場合、注意文言記載面 1 面当たりの面積が $4,831.75\text{mm}^2$ (キングサイズ相当) の製品については、文字の大きさを、14 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は

11 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 14 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面 1 面当たりの面積} \right) \div 4831.75}$$

(b) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a)に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a)に基づき定められたポイント数を、1.5 を超えない範囲において減じることができる。

③ 主要な面がーの製品（下記④の場合を除く）

(a) 原則

注意文言記載面の面積が $9,663.5\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、13.5 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right) \div 9663.5}$$

ただし、歯周病になる危険性に関する注意文言を記載する場合、注意文言記載面の面積が $9,663.5\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、14.5 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 11 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 14.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right) \div 9663.5}$$

(b) 第一自主規準 5.(1) c.及び第二自主規準 5.(1) b.に規定する文言を表示する必要がある場合

注意文言記載面の面積が $9,663.5\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、13 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right) \div 9663.5}$$

ただし、歯周病になる危険性に関する注意文言を記載する場合、注意文言記載面の面積が $9,663.5\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、13.5 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10.5 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right)} \div 9663.5$$

(c) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a)及び(b)に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a)及び(b)に基づき定められたポイント数を1.5を超えない範囲において減じることができる。

④ 主要な面がーの製品であって、注意文言の表示スペースの面積が 2,600 mm² 未満の製品

(a) 原則

文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 11 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 13.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right)} \div 5200$$

ただし、歯周病になる危険性に関する注意文言を記載する場合、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 12 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 14.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right)} \div 5200$$

(b) 第一自主規準 5.(1) c.及び第二自主規準 5.(1) b.に規定する文言を表示する必要がある場合

文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 10 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 11.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right)} \div 5200$$

ただし、歯周病になる危険性に関する注意文言を記載する場合、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 11 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 12.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right)} \div 5200$$

(c) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a)及び(b)に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a)及び(b)に基づき定められたポイント数を1.5を超えない範囲において減じることができる。

(2) 包装表示例

別紙 2 のとおりとする。

(3) 注意文言表示例

別紙 3 のとおりとする。

かみたばこ、かぎたばこ、加熱式たばこ、及び製造たばこ代用品について法令により別に定められる注意文言の表示例は、別紙 4 のとおりとする。

3. 第一自主規準 5.(1) b.に規定するT/N量等の表示は次による。

(1) 表示方法

T/N 量は各々片仮名書きとし、数値の後にmgを付ける。

(タール 〇〇mg ニコチン〇.〇mg)

タールは整数値、ニコチンは小数点第1位までの値を表示する。

(2) 文字等

a. 文字は、黒又は白のうち表示スペースの地色に対する明度差がより大きい色を用いて表示する。

ただし、明度差がより大きい色を用いて表示するよりも、他方の色を用いて表示する方が明らかに読みやすい場合については、この限りではない。

b. 書体は、中ゴシック BBB 及びそれに類似する明瞭に判別できる字体とする。

c. 文字の大きさは、T/N 量の数値の後に表示する「mg」については、6.5 ポイント以上、その他の文字については、7.5 ポイント以上とする。

ただし、T/N量又はたばこ事業法施行規則第 36 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、ポイント数を 1 を超えない範囲において減じることができる。

d. T/N量及びたばこ事業法施行規則第 36 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する文言は同一面に記載する。

(3) 包装表示例

別紙 2 のとおりとする。

4. T/N 量の程度を示す表現の取扱いは以下の例示に準じる。

(1) Tar

Low ----- Tar 量 $\leq$ 13mg

Ultra Low ----- Tar 量 $\leq$ 6mg

(類似の表現を含む)

(2) Nicotine

Low ----- Nicotine 量 $\leq$ 1.0mg

Ultra Low ----- Nicotine 量 $\leq$ 0.6mg

(類似の表現を含む)

(3) Tar & Nicotine

Low ----- Tar 量 $\leq$ 13mg 且つ Nicotine 量 $\leq$ 1.0mg

Ultra Low ----- Tar 量 $\leq$ 6mg 且つ Nicotine 量 $\leq$ 0.6mg

5. 第一自主規準 5.(1) c.及び第二自主規準 5.(1) b.に規定する文言の表示は次による。

(1) 文字等

- a. 文字は、黒又は白のうち注意文言の表示スペースの地色に対する明度差がより大きい色を用いて表示する。
- b. ただし、明度差がより大きい色を用いて表示するよりも、他方の色を用いて表示する方が明らかに読みやすい場合については、この限りではない。
- c. 書体は、中ゴシック BBB 及びそれに類似する明瞭に判別できる字体とする。
- d. 文字の大きさは、次のとおりとする。

① 主要な面が二の製品

(a) 原則

注意文言記載面 1 面当たりの面積が $4,831.75\text{mm}^2$ (キングサイズ相当) の製品については、文字の大きさを、7.5 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 7 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 7.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面 1 面当たりの面積} \right) \div 4831.75}$$

(b) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a) に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a) に基づき定められたポイント数を 1 を超えない範囲において減じることができる。

② 主要な面が一の製品

(a) 原則

注意文言記載面の面積が $9,663.5\text{mm}^2$ の製品については、文字の大きさを、7.5 ポイント以上とし、その他の面積の製品については、文字の大きさを、次の計算式により計算したポイント数又は 7 ポイントのいずれか大きいポイント数以上とする。

$$\text{【ポイント数】} = 7.5 \times \sqrt{\left(\text{当該製品の注意文言記載面の面積} \right) \div 9663.5}$$

(b) 注意文言が著しく読みにくくなる場合

(a) に基づき定められた文字の大きさで表示すると注意文言が著しく読みにくくなる場合に限り、必要に応じ、(a) に基づき定められたポイント数を 1 を超えない範囲において減じることができる。

(2) 表示場所

主要な面 (主要な面が二の製品については、周囲への影響に関する注意文言を記載す

る面)の注意文言表示スペース内に、上記 2. の文言の下に改行して表示する。

(3) 包装表示例

別紙 2 のとおりとする。

6. 第一自主規準 5.(1) d.及び第二自主規準 5.(1) c.に規定する表示は次による。

(1) 表示対象

製造たばこの個包装及び中間包装の製品で、紙製及びプラスチック製容器包装の製品に対し、法令に定める識別表示を行う。

(2) 識別マークの表示

- a. 識別マークは、紙製又はプラスチック製の区分（法令に定める分別基準に応じた容器包装の区分とする。以下同じ。）に応じ、それぞれ別紙 5 に示されるマークの相似形を用いる。
- b. 識別マークは、印刷、刻印又はエンボスにより明瞭に表示する。印刷により表示する場合には、目立つ色を用い表示する。
- c. 識別マークの大きさは、次のとおりとする。
 - ① 個包装においては、印刷の場合高さ 6mm 以上、刻印又はエンボスの場合 8mm 以上
 - ② 中間包装（カートン、パーセル、5 個詰包装等）においては、印刷、刻印又はエンボスいずれの場合も高さ 8mm 以上

(3) 表示場所

- a. 表示は、原則として個々の容器包装毎にそれぞれ行う。
- b. 表示の位置は、個包装及び中間包装の側面とする。ただし、変形の包装等側面への表示が適当でない場合には、裏面又は底面等を使用することができる。

(4) 一括表示

個包装又は中間包装が、法令に定める多重容器包装（以下、単に「多重容器包装」という。）に該当する場合には、上記(3) a. の規定にかかわらず、識別表示を、紙製又はプラスチック製の区分毎に、次により一括して表示することができる。

- a. 一括表示を行う場合には、原則として印刷により、目立つ色を用いて明瞭に表示する。
- b. 多重容器包装を構成する代表的な容器包装に、紙製又はプラスチック製識別マークを同一面に隣接して表示する。
- c. 多重容器包装を構成する容器包装（無地の容器包装を含み、以下、「部品」という。）の名称を、識別マークに隣接して、文字を用い横書きで表示する。
- d. 部品名称は、原則として、複数表示する場合には、部品名称毎の改行、「、」又は「スペース」（半角文字使用可）で区切る。
- e. 部品名称の表示に用いる文字の大きさは、次のとおりとする。

- ① 個包装においては、6 ポイント以上
- ② 中間包装においては、8 ポイント以上

f. 書体は、新ゴ体及びそれに類似する明瞭で判別できる字体（半角文字使用可）を使用する。

(5) プラスチック製容器包装の材質表示

個包装又は中間包装が、プラスチック製容器包装の場合には、次により、その材質を表示することを推奨する。

- a. 文字による表示方法は、日本工業規格 (JIS) K 6899-12000 (ISO 1043-11197) に準拠する。
- b. 文字を用い横書きで印刷、刻印又はエンボスにより明瞭に表示する。印刷により表示する場合には、目立つ色を用い表示する。
- c. プラスチック材質の表示に用いる文字の大きさは、次のとおりとする。
 - ① 個包装においては、印刷の場合 6 ポイント以上、刻印又はエンボスの場合 8 ポイント以上
 - ② 中間包装においては、印刷、刻印及びエンボスいずれの場合も 8 ポイント以上
- d. 書体は、新ゴ体及びそれに類似する明瞭で判別できる字体（半角文字使用可）を使用する。
- e. プラスチック製部品を含む多重容器包装について、上記(4)により一括表示を行う場合には、部品名称の文字に「:」（半角文字使用可）を付し、その右隣に、プラスチックの材質を表示する。この場合、部品により構成材質が異なる場合には、原則として部品名称毎に改行する。

(6) 複合材質、複合素材のプラスチック製容器包装の材質表示

個包装又は中間包装が、複合材質又は複合素材のプラスチック製容器包装の場合には、次により、その材質を表示することを推奨する。

- a. プラスチック製容器包装が、複数のプラスチックにより構成される複合材質に該当する場合には、プラスチックの材質表示にあたり、主要な構成材料を含めその名称を、識別マークの右隣又は下側に表示する。材質の名称は「,」（半角文字使用可）で区切り、主要な構成材質には下線を付す。
表示にあたっては、上記 (5) a. b. c. d. を適用する。
- b. プラスチック製容器包装が、プラスチックとプラスチック以外により構成される複合素材に該当する場合には、プラスチックと紙との複合素材にあつては「, P」（半角文字使用可）、同じく金属との複合素材にあつては「, M」（半角文字使用可）を、それぞれ主要なプラスチック材質の次に続けて、プラスチック材質の表示に用いる文字と同じ書体、同じ大きさで表示する。
印刷により表示する場合には、プラスチック材質の表示に用いる文字と同じ色を用いる。

- c. 複合材質又は複合素材を用いた部品を含む多重容器包装について、上記(4)により一括表示を行う場合は、部品名称の文字に「:」（半角文字使用可）を付し、その右隣に、複合材質又は複合素材の材質表示を行う。

この場合、部品により構成材質が異なる場合には、原則として構成材質が異なる部品毎に改行し、それぞれ表示する。

(7) 表示例

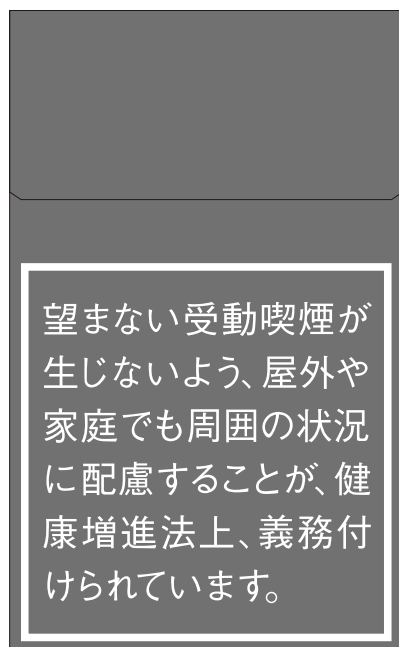
別紙 6 のとおりとする。

7. 表示にあたり遵守すべき事項

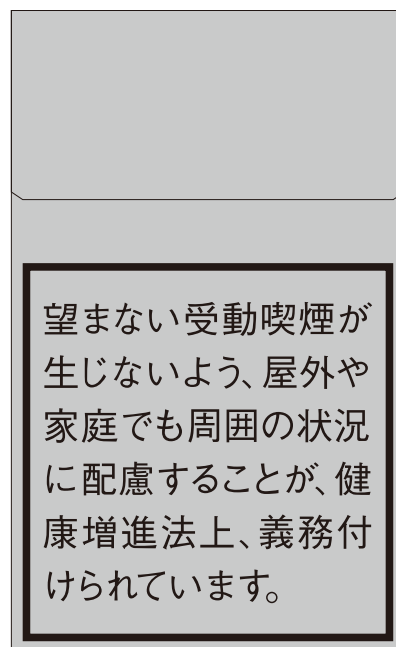
見本たばこについても、たばこ製品への表示に準じた表示とする。

ただし、容器包装識別表示に関する規定（上記 6.）は適用しない。

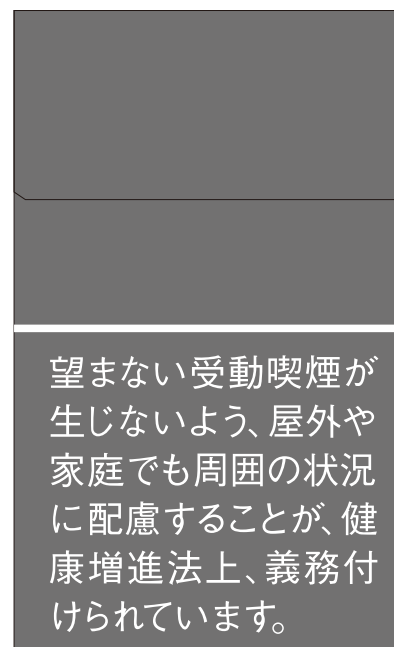
①



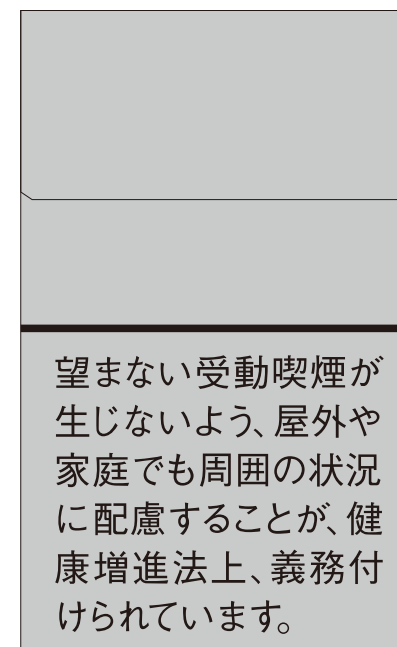
②



③



④



望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

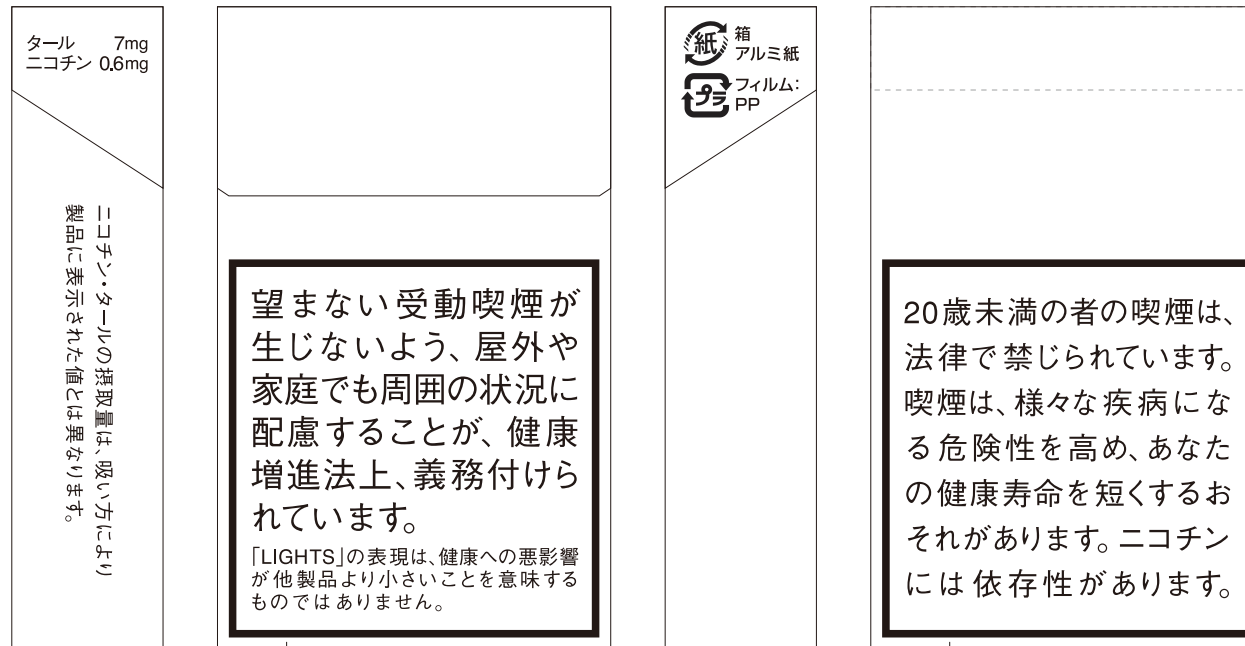
望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

Font例

Font（和文）：中ゴシック BBB

Font（数字、英文）：Helvetica Regular



Line : 1mm 以上
枠線の内部の面積
(枠線を含まない) が、
パッケージ面の50%以上

Font例

Font（和文）：中ゴシック BBB

Font（数字、英文）：Helvetica Regular

原則

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。

「LIGHTS」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。

例外

注意文言の表示スペースの面積が2,600mm²未満の製品

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

「LIGHTS」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。

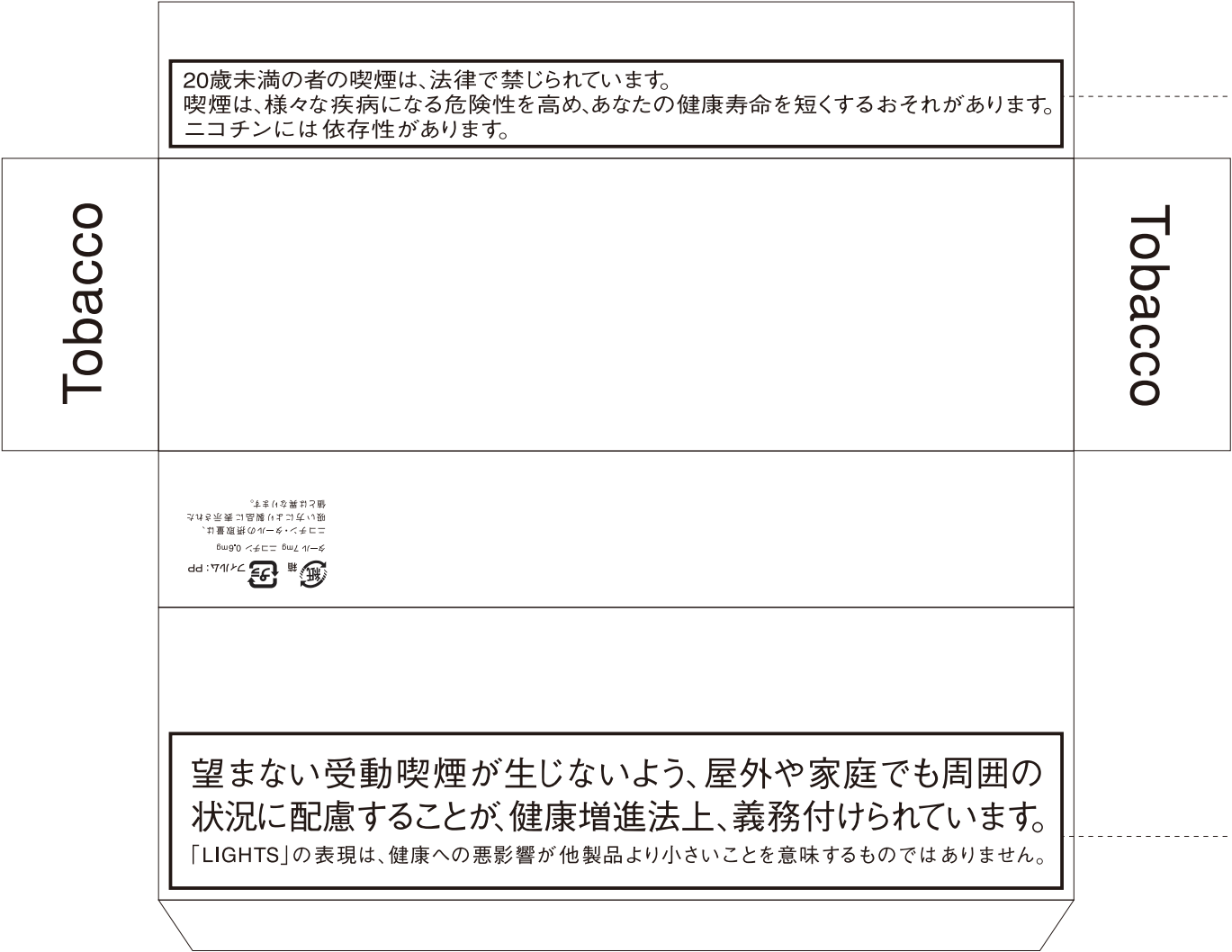
Line：1mm以上

枠線の内部の面積（枠線を含まない）が、
パッケージ面の50%以上

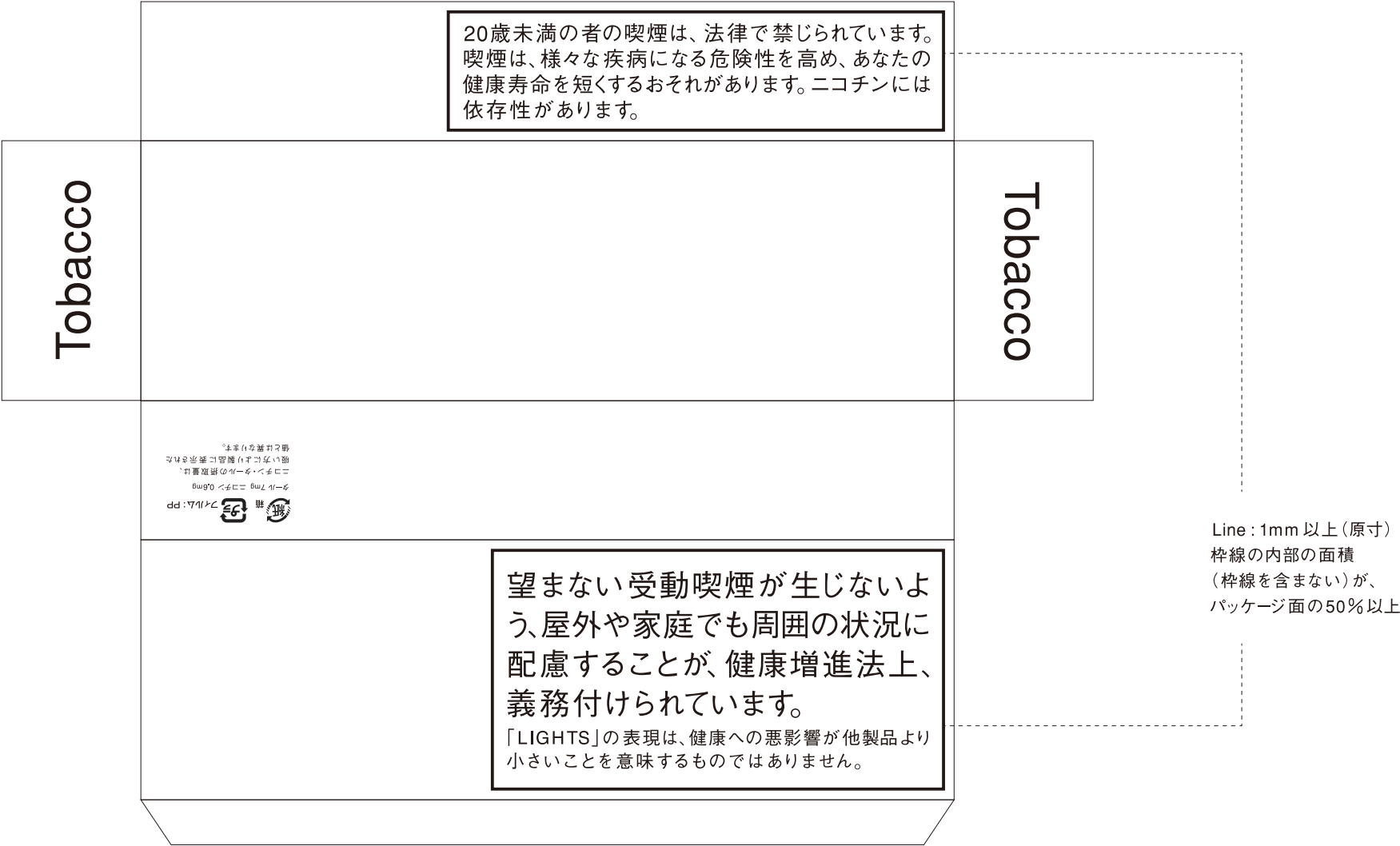
Font例

Font（和文）：中ゴシック BBB

Font（数字、英文）：Helvetica Regular



Font例
Font（和文）：中ゴシック BBB
Font（数字、英文）：Helvetica Regular



Line : 1mm 以上

たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

Line : 1mm 以上

望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

Line : 1mm 以上

たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。

Line : 1mm 以上

たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

Line : 1mm 以上

妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患（COPD）になり、呼吸困難となる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。

喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

Line : 1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。

喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患（COPD）になり、呼吸困難となる危険性を高めます。

Line : 1mm 以上

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患(COPD)になり、呼吸困難となる危険性を高めます。

Line:1mm 以上

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。
喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。

●加熱式たばこ (表面)

加熱式たばこの煙（蒸気）は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

加熱式たばこの煙（蒸気）は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

(裏面)

20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質や依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。

----- Line : 1mm 以上

●かみたばこ、かぎたばこ (表面)

妊娠中のかみたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。

誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。

(裏面)

20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。かみたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。

----- Line : 1mm 以上

※かぎたばこの場合、「かみたばこ」を「かぎたばこ」にかえる。

●製造たばこ代用品 (表面)

たばこの代用品の煙は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。

望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。

たばこの代用品の煙は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの代用品の誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

(裏面)

たばこの代用品の煙は、発がん性物質が含まれるおそれがあるなど、20歳未満の者を含め、あなたの健康への悪影響が否定できません。

----- Line : 1mm 以上

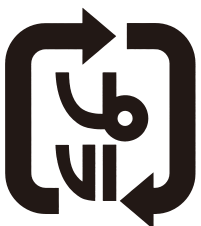
識別マーク

紙製容器包装



(紙製容器包装リサイクル推進協議会)

プラスチック製容器包装



(プラスチック製容器包装リサイクル推進協議会)

代表的製品における容器包装識別表示の例（一括表示を行う場合）

1. 紙巻たばこ個包装（ハードパック製品）



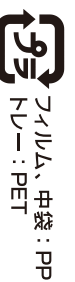
2. 紙巻たばこ個包装（ソフトパック製品）



3. 紙巻たばこ中間包装（10個入りカートン製品）



4. 加熱式たばこ個包装（ハードパック製品）



5. パイプたばこ個包装（缶入り製品）



6. パイプたばこ個包装（パウチ入り製品）



7. 葉巻たばこ個包装



8. 刻みたばこ個包装

